

別表 1

補助対象事業	補助上限額
① 新たな人材確保の取組み	2, 5 0 0 千円
② 人材育成の取組み	1, 2 5 0 千円
③ 人材定着の取組み	2, 5 0 0 千円

※ 1 団体あたりの上限は 2, 5 0 0 千円（②のみ実施する場合は 1, 2 5 0 千円）

別表 2

区 分	補助対象経費	補助対象外経費
報償費	研修会の外部講師への謝金等	申請団体構成員及び有償ボランティアの人件費としての謝金
旅費	事業に伴う移動等に要する経費 ※原則として、県の規程に準じる（団体の規程がある場合は、規定する単価とすることも可）。ただし、公共交通機関運賃や高速道路使用料、宿泊費（食糧費を除く）等は実費とする。	イベント参加者、研修受講者の旅費
需用費	事業遂行に伴う事務用品等の物品等に要する経費	・ イベント等参加者への記念品や景品、講師への記念品やお土産代 ・ 交付決定事業以外でも利用可能な備品や電化製品の購入費
役務費	事業遂行上必要なサービス提供の対価として支出する経費	団体の通常業務と明確に区別できない経費
使用料及び賃借料	事業遂行上必要な施設、物品又は権利の使用に係る経費	申請団体構成員等が所有する事業所や施設の一室を利用する場合の会議室使用料等
委託料	事業の一部の委託に要する経費	申請団体構成員等への委託料

※ 1：消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含めないものとする。

※ 2：事業内容や成果物に比して著しく高額である等、社会通念上疑義が生じる経費は補助対象外とする。

※ 3：その他知事が不適当と認める経費は補助対象外とする。